

【販売業者の方へ】商品である軽自動車等に係る軽自動車税（種別割）の課税免除について

更新日：2022年1月24日

概要

堺市では、令和4年度より、標識の交付を受けている軽自動車等であっても、以下の届出の確認のもと、「商品である軽自動車等で使用しないもの」である場合には、課税免除とします。

なお、軽自動車税（種別割）令和3年度以前分は、対象になりません。

対象となる軽自動車等

- (1) 4輪の軽自動車
- (2) 3輪の軽自動車
- (3) 2輪の軽自動車（総排気量が125cc超250cc以下）
- (4) 2輪の小型自動車（総排気量が250cc超）

※原動機付自転車（ミニカーを含む）、小型特殊自動車は対象外です。

次に掲げる全ての確認がとれたもの

- (1) 賦課期日現在において、当該軽自動車等の所有者及び使用者が同一人であり、中古軽自動車等を販売することを業とする者（古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条第1項に規定する許可を受けた者に限る。）であること。
- (2) 当該軽自動車等が、販売を目的として取得されたものであり、賦課期日現在において販売を目的に所有されていること。
- (3) 当該軽自動車等が、リース車、レンタカー、レンタルバイク、試乗車、社用車、営業車又は代車等の事業用のものでなく、また、自己で使用するなどの販売目的以外の使用がされていないものであること。
- (4) 当該軽自動車等の取得時における走行距離と賦課期日現在の走行距離の差が100キロメートル未満であること。

届出に必要なもの

(1) 届出（様式）

※複数台ある場合には、古物台帳記載の順に届出（様式）に記載してください。

※届出台数が11台以上になる場合には、11台目以降は様式（2枚目以降）を10台ごとに使用してください。

※届出車両の記載のある古物台帳の写しを添付してください。

※2枚以上の届出をされる場合には、届出様式ごとに当該届出車両の記載のある古物台帳の写しを添付してください。

※「1. 取得時の走行距離」欄には、古物台帳等で確認できる走行距離を記入してください。

※「届出回数」欄には、当該車両について課税免除の届出を行うのが何回（年度）目かを記入してください。

(2) 自動車検査証（車検証）の写し（3輪以上の軽自動車又は2輪の小型自動車の場合）、または軽自動車届出済証の写し（2輪の軽自動車の場合）

(3) 古物商許可証の写し

(4) 古物台帳の写し等（取得時の走行距離を確認できるもの）

※対象車両にアンダーラインを引いてください。

(5) 賦課期日（対象年度の4月1日時点）現在の走行距離が分かる走行メーターの写真等

※自動車検査証又は軽自動車届出済証の写しの裏に貼付してください。

(取得時の走行距離と賦課期日現在の走行距離の差が100キロメートル未満であることを確認できるもの)

届出期間

4月1日から7日(7日が土曜・日曜・休日の場合には翌開庁日)。

※郵送の場合は4月7日までに到着するよう提出してください。

※届出期間を過ぎていても届出を受け付けますが、納税通知書が送付される場合があります。

届出様式

[※ 届出\(様式\) \(エクセル: 33KB\)](#)

[※ 届出\(様式\) \(PDF: 366KB\)](#)

[※ 裏面注意事項 \(PDF: 414KB\)](#)

届出様式(2枚目以降)

[※ 届出\(様式\)\(2枚目以降\) \(エクセル: 32KB\)](#)

[※ 届出\(様式\)\(2枚目以降\) \(PDF: 320KB\)](#)

要綱

堺市軽自動車税(種別割)課税免除取扱要綱

調査について

課税免除に係る届出内容その他課税免除に関する事項を確認する必要があると認めるときは、現地調査その他必要な調査を行います。

届出提出窓口・お問い合わせ先

市税事務所 法人諸税課 総務諸税係

※届出提出は郵送可能です。

このページの作成担当

財政局 税務部 市税事務所 法人諸税課

電話: 072-231-9741 総務諸税係, 072-231-9742 法人課税係(事業所税), 072-231-9743 法人課税係(法人市民税) ファックス: 072-251-5631

〒591-8037 堺市北区百舌鳥赤畑町1丁3番地1 三国ヶ丘庁舎内 市税事務所4階

[このページの作成担当にメールを送る](#)

堺市役所

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

[▶ 市役所への行き方・庁舎案内](#)

電話: 072-233-1101 (代表)

[サイトの使い方](#) | [リンク・著作権・免責事項](#) | [個人情報の保護](#) | [市政・ホームページへのご意見ご提案](#) | [ウェブアクセシビリティへの取り組み](#)